

「きよすレインボーネット」利用規約の新旧対照表（案）

資料 4

改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: center;">「きよすレインボーネット」利用規約</p> <p>第1章 総則 （略）</p> <p>第2章 利用に関する事柄等 （利用事業所等の範囲）</p> <p>第6条 「きよすレインボーネット」を利用できる事業所等は、医療法における医療提供事業所及び、清須市民が利用している地域包括ケアに関する事業所とする。</p> <p>2 前項における事業所において、「きよすレインボーネット」を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、当該事業所等に属する者とする。</p> <p>（利用の申請）</p> <p>第7条 「きよすレインボーネット」の利用を希望する事業所等は、清須市に利用申請を行う。</p> <p>（事業所内における周知）</p> <p>第8条 利用事業所等は、「きよすレインボーネット」を利用している旨を事業所内に掲示するなど、広く患者への周知に努めなければならない。</p> <p>（利用権の設定）</p> <p>第9条 清須市は承認されたアクセスコードを用い利用者管理システムを使用して、利用者の個人毎に専用の利用者識別番号（以下「ユーザーID」という。）と暗証番号（以下「パスワード」という。）の付与を行う。</p> <p>2 利用者は、事業所責任者の責任のもと、パスワードを自らの責任で管理し、必要に応じて変更するものとする。</p> <p>（利用環境の整備）</p> <p>第10条 利用事業所等は、「きよすレインボーネット」を利用するために必要な通信機器、コンピュータ、ソフトウェアその他これらに付随して必要となる全ての機器及び接続用通信回線、インターネットプロバイダ契約等について、自己の費用と責任において整備するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">「きよすレインボーネット」利用規約</p> <p>第1章 総則 （略）</p> <p>第2章 利用に関する事柄等 （利用事業所等の範囲）</p> <p>第6条 「きよすレインボーネット」を利用できる事業所は、医療法における医療提供事業所及び地域包括ケアに関する事業所とする。</p> <p>2 前項における事業所において、「きよすレインボーネット」を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、当該事業所等に属する者とする。</p> <p>（利用の申請）</p> <p>第7条 「きよすレインボーネット」の利用を希望する事業所は、清須市に利用申請を行う。</p> <p>（事業所内における周知）</p> <p>第8条 利用事業所は、「きよすレインボーネット」を利用している旨を事業所内に掲示するなど、広く患者への周知に努めなければならない。</p> <p>（利用権の設定）</p> <p>第9条 清須市は承認されたアクセスコードを用い利用者管理システムを使用して、利用者の個人毎に専用の利用者識別番号（以下「ユーザーID」という。）と暗証番号（以下「パスワード」という。）の付与を行う。</p> <p>2 利用者は、事業所責任者の責任のもと、パスワードを自らの責任で管理し、必要に応じて変更するものとする。</p> <p>（利用環境の整備）</p> <p>第10条 利用事業所は、「きよすレインボーネット」を利用するために必要な通信機器、コンピュータ、ソフトウェアその他これらに付随して必要となる全ての機器及び接続用通信回線、インターネットプロバイダ契約等について、自己の費用と責任において整備するものとする。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>2 整備する機器及びその仕様については、別紙2のとおりとする。 （申請内容の変更等）</p> <p>第11条 事業所責任者は、人事異動その他の状況変化により、申請した内容に変更が生じた場合は、清須市に連絡しなければならない。 （利用の廃止）</p> <p>第12条 利用事業所等が「きよすレインボーネット」の利用を廃止する場合は、ポータルサイトから清須市に対してオンライン廃止申請を行う。 （ユーザーID、パスワードの再発行）</p> <p>第13条 利用者は、自己のユーザーID又はパスワードが不明となった場合は、清須市に連絡し再発行されたユーザーID又はパスワードを受け取ることができる。</p> <p>2 前項の場合において、オンラインによる手続きが困難な場合には、清須市が契約事業者へ当該IDを利用停止と、新たなユーザーID又はパスワードの付与を依頼することができる。 （利用に関する問い合わせ）</p> <p>第14条 利用者は、「きよすレインボーネット」の利用に当たり、利用方法、ユーザー情報、障害時の対応等について不明な点、疑問点等が発生した場合は、契約事業者のヘルプデスクに問い合わせることができる。</p> <p>2 ヘルプデスクの対応時間は、月曜日から金曜日（祝祭日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。）までの午前9時から午後6時までとする。</p> <p>第3章 サービス内容 （略）</p> <p>第4章 「きよすレインボーネット」の運用 （略）</p> <p>第5章 その他 （略）</p>	<p>2 整備する機器及びその仕様については、別紙2のとおりとする。 （申請内容の変更等）</p> <p>第11条 事業所責任者は、人事異動その他の状況変化により、申請した内容に変更が生じた場合は、清須市に連絡しなければならない。 （利用の廃止）</p> <p>第12条 利用事業所が「きよすレインボーネット」の利用を廃止する場合は、ポータルサイトから清須市に対してオンライン廃止申請を行う。 （ユーザーID、パスワードの再発行）</p> <p>第13条 利用者は、自己のユーザーID又はパスワードが不明となった場合は、清須市に連絡し再発行されたユーザーID又はパスワードを受け取ることができる。</p> <p>2 前項の場合において、オンラインによる手続きが困難な場合には、清須市が契約事業者へ当該IDを利用停止と、新たなユーザーID又はパスワードの付与を依頼することができる。 （利用に関する問い合わせ）</p> <p>第14条 利用者は、「きよすレインボーネット」の利用に当たり、利用方法、ユーザー情報、障害時の対応等について不明な点、疑問点等が発生した場合は、契約事業者のヘルプデスクに問い合わせることができる。</p> <p>2 ヘルプデスクの対応時間は、月曜日から金曜日（祝祭日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。）までの午前9時から午後6時までとする。</p> <p>第3章 サービス内容 （略）</p> <p>第4章 「きよすレインボーネット」の運用 （略）</p> <p>第5章 その他 （略）</p>